

(証券コード 6059)
平成29年6月9日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号
株式会社ウチヤマホールディングス
代表取締役社長 内 山 文 治

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、インターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」

3. 目的 事 項

- 報告事項
1. 第11期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

| | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ②事業報告の「会社の体制及び方針」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ④連結計算書類の「連結注記表」
- ⑤計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑥計算書類の「個別注記表」

なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.uchiyama-gr.jp>) に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月26日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

事業報告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策等を背景に緩やかな回復基調にありましたが、米国新政権の誕生とその政策の動向、英国のEU離脱問題の行方など不確定な要素も多くあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境下におきまして、当社グループでは、各セグメントで事業戦略に基づく営業活動等を積極的に推し進めてまいりました。また、介護事業、カラオケ事業、飲食事業において、相互のシナジー効果を向上させるよう様々な取り組みを企画し実践するなどして、積極的にサービスの付加価値向上に努めました。

経費面におきましても、コスト削減を進めることで経営の効率化を行い業績の安定化を図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は25,318,306千円（前年同期比5.9%増）、営業利益は777,564千円（同504.0%増）、経常利益は1,008,436千円（同210.4%増）となりました。また、前連結会計年度においては、介護付有料老人ホーム4施設のセールアンドリースバック取引及びカラオケ機器の売却、土地の売却に伴い固定資産売却益が発生したことなどから特別利益として1,469,963千円を計上しておりましたが、当連結会計年度においてはセールアンドリースバック取引を実施しておらず特別利益は48,166千円のみの計上となったことに加えて、カラオケ事業、飲食事業及び不動産事業における固定資産の将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減損処理することとし、減損損失896,281千円を計上したことなどから親会社株主に帰属する当期純利益は923,108千円減少し、59,987千円（同93.9%減）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

① 介護事業

介護事業におきましては、介護付有料老人ホーム 2 力所を開設したほか、グループホーム 1 力所、ショートステイ 2 事業所、訪問看護ステーション 2 事業所、障がい児通所支援事業放課後等デイサービス 7 事業所を新規開設するなど、積極的な展開を図りました。また、グループホーム及びデイサービスセンターそれぞれ 1 力所を買収により取得しております。これらにより、当連結会計年度末時点での営業拠点は 81 力所 151 事業所となりました。既存施設におきましては、空室を減らすために、近隣の病院や居宅介護支援事業所への訪問による連携の強化を推進することで入居率の安定化を目指した結果、当連結会計期間での既存施設の平均入居率は 92.3% となりました。(前期平均 89.6%)。また、4 月中旬に発生した熊本地震における被災高齢者の方の無償受け入れを表明し、38 名の方にご入居して頂きました。これらの結果、売上高は 14,431,417 千円 (前年同期比 12.4% 増)、セグメント利益は 993,540 千円 (同 124.9% 増) となりました。

② カラオケ事業

カラオケ事業におきましては、飲み放題のコースなどの獲得強化に努めるとともに、引き続きスマートフォン向けのモバイル会員の勧誘を行うなどしてリピート客の増加を図ったほか、飲食店の情報サイトを積極活用し集客の向上に努めました。しかしながら、4 月に発生した熊本地震による影響で、同県内の 3 店舗が 1 週間程度休業することになったほか、九州全般の地域で集客が減少傾向となりました。この結果、売上高は 8,138,687 千円 (前年同期比 4.9% 減)、セグメント利益は 770,146 千円 (同 23.5% 増) となりました。なお、当連結会計年度において福岡県に 1 店舗の新規開店、退店を 2 店舗行ったことから、当連結会計年度末時点での店舗数は 96 店舗となりました。

③ 飲食事業

飲食事業におきましては、新規出店を 2 店舗行いました。また、既存店の業態変更を 2 店舗、閉店を 4 店舗行ったことにより、当連結会計年度末時点での店舗数は国内 23 店舗、海外 3 店舗となりました。既存店舗におきましては、集客が減少傾向にあるため、タイムサービスの実施による集客の増加を図ったほか、法人顧客の獲得を目指し、企業訪問をするなどして、宴会需要等の獲得に努めました。しかしながら、カラオケ事業と同様に、熊本地震による影響から、1 店舗が 1 週間程度の休業となり、また集客も減少傾向となつたことなどから、売上高は 1,849,813 千円 (前年同期比 4.1% 減)、セグメント損失は 45,142 千円 (前年同期はセグメント損失 35,016 千円) となりました。

④ 不動産事業

不動産事業におきましては、販売用不動産の売買及び賃貸不動産の仲介業務等を中心に行っております。この結果、売上高は 651,134 千円 (前年同期比 109.2% 増)、セグメント利益は 111,434 千円 (同 28.8% 増) となりました。

⑤ その他

その他におきましては、ホテル事業において、宿泊客の増加、宴会の獲得、日帰り入浴の促進等に取り組みましたが、4月の熊本地震の影響を大きく受け、来館客は減少しました。この結果、売上高は247,252千円（前年同期比5.6%減）、セグメント損失は25,595千円（前年同期はセグメント損失12,999千円）となりました。

セグメント別売上高

| 区分 | 前期 | 当期 |
|--------|------------|------------|
| 介護事業 | 12,836 百万円 | 14,431 百万円 |
| カラオケ事業 | 8,558 | 8,138 |
| 飲食事業 | 1,928 | 1,849 |
| 不動産事業 | 311 | 651 |
| その他 | 261 | 247 |
| 合計 | 23,897 | 25,318 |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2,654百万円であり、その主なものは、介護事業の介護施設の新設、カラオケ事業、飲食事業における店舗の出店及び既存店舗のリニューアル資金等となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

(4) 合併等企業再編行為等の状況

当社の子会社である株式会社さわやか倶楽部は、平成28年10月1日付で有限会社ライフケア島田を吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは「幼・青・老の共生」をコンセプトとして、「幼年～青年～老年、共に楽しく過ごせる社会作り」を目指し、介護施設やカラオケ店舗の運営を中心とした事業展開を図っております。

今後は、更なる広域展開を志向し、当社グループのコンセプトやブランドイメージを全国的に定着させるべく、各事業子会社、各事業セグメントにおける対処すべき課題を適宜精査し、その都度適切な対応策を講じてまいります。

当社グループとして、現在事業の拡大・推進にあたり重要な課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

(全社)

① 人材育成の方針

当社グループの属する介護業界、カラオケ業界及び飲食業界では慢性的に労働力不足の問題を抱えております。当社グループにおきましては、対応策として採用に力を入れるのはもちろんですが、OJTを中心とした技術指導だけではなく、従業員研修制度に基づく各種取組みにおいて個々の成長をフォローし、職責や当社グループに対するロイヤリティーを高めることで定着率の安定化を図ってまいります。

② 管理体制の強化

当社グループとして、今後事業規模を拡大していくにあたり、人材の育成とともに管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要であると考えております。当社グループにおいては、管理・統制機能を担う各管理部門及び経営企画室を持株会社である当社に集約し、企業グループとして一体的な管理ラインを構築・運用することで、正確かつ効率的な企業統治に努めております。

(介護事業)

① 事業展開地域の拡大

当社グループは、九州を中心に介護施設及び事業所を展開してまいりましたが、事業の中心たる介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、介護保険施設等にかかる総量規制の対象となっていることから、従来以上にスピード感をもって新規開設をはかるべく、全国の自治体による公募に参加し、開設の認可を得られるように努めると同時に、業界再編に伴う既存施設のM&A案件の情報等も積極的に収集するなどして、事業規模拡大の方策を検討してまいります。なお、全国各地域を対象として考えておりますが、当該地域における事業展開の将来性を判断するにあたり、高齢者の居住状況や同業他社の有無、運営状況については、十分に調査を行っております。

② 接遇レベルの向上

当社グループの介護施設の入居者のほとんどの方が要介護認定者であり、そのような方々に快適な生活を提供するためには、自立支援の観点を持ち、過剰なサービスとならないために配慮することが不可欠であり、その見極めには知識や経験、正しい情報が必要となります。それらを適切に行っていくためにも、自社の研修制度を充実させ、それらを通じて、従業員の能力向上を図るとともに、本質的なサービスの質の向上を果たし、少しでも多くの入居者の満足感や信頼が得られるように努めております。

③ 施設レベルの向上

介護施設において、利用者に安心、安全にお過ごし頂くためには、介護職員による接遇レベルの向上のみならず、施設の安全性や信頼性を確保する必要があります。当社グループでは、災害時を想定した防災訓練の実施や、日々のクリンリネスの徹底、厨房の衛生検査の実施などにより、安全、衛生管理に取組んでおります。また、介護事業においては、介護保険法や老人福祉法をはじめとする関係法令の周知は不可欠であることから、研修委員会等を通じて知識や技術指導を行うとともに、コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス推進会による法令全般に係る指導の徹底に努めております。

④ 有資格者の確保

介護サービスの提供にあたり、看護師やケアマネジャー、介護福祉士等の有資格者の確保は不可欠であり、法令遵守の観点からも、有資格者の安定した雇用は重要な課題であると考えております。当社グループでは、有資格者の採用にあたって、知識・経験等を十分に考慮するとともに、入社後においても、能力や実績に応じて適宜待遇面の見直しを行うなどして、安定的な採用と定着率の向上を図っております。

(カラオケ事業)

① 遠隔店舗の店舗力強化

当社グループのカラオケ事業は、福岡県を中心とした九州・山口地区から三重県、滋賀県、広島県、東京都、兵庫県、茨城県、静岡県、神奈川県への進出を果たし、広範囲に渡る地域展開への足がかりをつくってまいりましたが、新規に参入した遠隔地域における店舗のブランドイメージ定着、収益確保には時間を要する現状があります。このため、今後全国展開を推進するにあたり、屋号である「コロッケ俱楽部」の知名度の向上を図る必要性を感じており、積極的な宣伝活動の推進や、地域の競合他社や顧客の情報収集をこまめに行うことで、客観的に店舗のサービス力、商品力を評価し、迅速に見直しを行う体制の構築に努めてまいります。

② 競争激化と他社との差別化

カラオケ事業者各社の出店は、当社グループと同じく都心、駅前および繁華街立地を中心となる傾向にあり、各地域での競合が激しさを増しております。当社グループとしては、繁華街立地で見込みやすい宴会需要に対して、コースメニューを充実、飲み放題・歌い放題プランの種類を増やすなどして他社との差別化を図っております。

(飲食事業)

① 競争激化と他社との差別化

国内飲食業界においては、顧客の消費意欲の減退に伴い競争が激化しており、今後もその状態が継続すると考えられます。当社グループにおいては、競争力のある商品力、サービス力、価格設定等を隨時検討するとともに、既存店舗の業態変更やリニューアルを行うなどして、対応策を講じてまいります。また、日本食の需要の高い海外での店舗展開についても引き続き検討してまいります。

② 商品力、接客の強化

当社グループでは、顧客のニーズを汲んだ商品提供を適時に行うために、料理長会議を月一回実施しており、既存商品のブラッシュアップや新商品の開発に取組むとともに、品質や安全性について研鑽を積んでおります。また、接客についても、積極的な採用活動による優秀な人材の確保と教育・研修を通じたサービススキルの向上を図っております。

③ 衛生管理の強化

衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つことは、飲食事業を継続的に運営する上での前提となります。当社グループでは、専任の環境パトロール担当者を設置し、クリンリネスのチェックを行っている他、カラオケ事業を含めた全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入しており、客観的な検証を通して衛生管理の精度の向上に努めています。

(6) 財産及び損益の状況

| 区分 | 平成26年3月期 第8期 | 平成27年3月期 第9期 | 平成28年3月期 第10期 | 平成29年3月期 (当連結会計年度) 第11期 |
|---------------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 | 21,758,577 千円 | 23,628,459 千円 | 23,897,098 千円 | 25,318,306 千円 |
| 経常利益 | 2,411,275 千円 | 1,554,115 千円 | 324,901 千円 | 1,008,436 千円 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 2,217,506 千円 | 1,289,725 千円 | 983,096 千円 | 59,987 千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 114.10 円 | 59.66 円 | 46.11 円 | 3.10 円 |
| 総資産 | 30,642,721 千円 | 32,693,177 千円 | 30,912,409 千円 | 30,355,875 千円 |
| 純資産 | 14,309,016 千円 | 15,386,015 千円 | 15,285,755 千円 | 14,794,897 千円 |
| 1株当たり純資産額 | 661.89 円 | 711.35 円 | 765.54 円 | 765.34 円 |

(注) 当社は、平成26年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第8期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|------------|-------------|-------------------|
| 株式会社さわやか俱楽部 | 200,800 千円 | 100 % | 介護事業・不動産事業・その他の事業 |
| 株式会社ボナ一 | 84,800 | 100 | カラオケ事業・飲食事業・不動産事業 |
| Bonheure(Thailand)Co., Ltd. | 6,000 千THB | 100 (99) | 飲食事業 |
| KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD. | 4,000 千THB | 100 (99) | 飲食事業 |

(注) 「当社の出資比率」欄の()内の数字は間接所有割合であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

| 事 業 | 事 業 内 容 |
|-----------------------------------|---|
| 介 護 事 業 | 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業放課後等デイサービスの運営 |
| カラオケ事業 | カラオケ店（コロッケ俱楽部）の運営 |
| 飲 食 事 業 | 飲食店（かんてきや、かまどふっくら、素巣「すす」、再生酒場、鳥くらぶ等）の運営 |
| 不 動 産 事 業 | 不動産の賃貸・管理・仲介・売買等 |
| そ (ホ テ ル の 他 業) | ホテル事業における宿泊及び飲食・サービスの提供等 |

(9) 主要な事業所及び店舗等

① 当 社

・本社 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

② 重要な子会社

(介護事業)

株式会社さわやか俱楽部

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・介護施設等 81力所151事業所

| 都道府県 | 拠点数 | 事業所数 | 都道府県 | 拠点数 | 事業所数 |
|------|-----|------|------|-----|------|
| 北海道 | 3 | 5 | 大阪府 | 2 | 2 |
| 秋田県 | 2 | 3 | 兵庫県 | 1 | 2 |
| 新潟県 | 4 | 8 | 三重県 | 1 | 2 |
| 千葉県 | 3 | 4 | 岡山県 | 2 | 3 |
| 栃木県 | 5 | 9 | 愛媛県 | 1 | 3 |
| 埼玉県 | 2 | 2 | 福岡県 | 47 | 94 |
| 愛知県 | 3 | 5 | 大分県 | 3 | 5 |
| 京都府 | 2 | 4 | 合計 | 81 | 151 |

(カラオケ事業・飲食事業)

株式会社ボナー

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・カラオケ店舗 96店舗

| 都道府県 | 店舗数 | 都道府県 | 店舗数 | 都道府県 | 店舗数 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 東京都 | 5 | 三重県 | 1 | 熊本県 | 4 |
| 神奈川県 | 2 | 広島県 | 3 | 大分県 | 7 |
| 茨城县 | 1 | 山口県 | 9 | 宮崎県 | 6 |
| 静岡県 | 1 | 福岡県 | 37 | 鹿児島県 | 4 |
| 兵庫県 | 2 | 佐賀県 | 4 | 沖縄県 | 6 |
| 滋賀県 | 1 | 長崎県 | 3 | 合計 | 96 |

・飲食店舗 (国内) 23店舗

| 都道府県 | 店舗数 | 都道府県 | 店舗数 |
|------|-----|------|-----|
| 東京都 | 2 | 宮崎県 | 1 |
| 福岡県 | 16 | 沖縄県 | 1 |
| 熊本県 | 1 | 合計 | 23 |
| 大分県 | 2 | | |

Bonheure(Thailand)Co., Ltd.

・本社 Bangkok,Thailand

・飲食店舗 (国外) 2店舗

| 国名 | 店舗数 |
|----|-----|
| タイ | 2 |

KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.

・本社 Bangkok,Thailand

・飲食店舗 (国外) 1店舗

| 国名 | 店舗数 |
|----|-----|
| タイ | 1 |

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,935名 | 24名増 |

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）2,446名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 26名 | ±0名 | 42.5歳 | 8.4年 |

(注) 当社は、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を雇用しておりません。

(11) 主要な借入先

| 借入先 | 借入残額 |
|--------------|--------------|
| 株式会社西日本シティ銀行 | 3,532,562 千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,175,576 |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 964,600 |
| 株式会社みずほ銀行 | 817,962 |
| 株式会社鹿児島銀行 | 667,580 |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、企業の社会性を重視し、社会貢献活動として様々な取り組みを行い、地域との密着を図っています。

その一環として現在、地元北九州市で年に数回開催している著名講師を招いての文化セミナーは、第25回目を迎えました。

また、チャイルドスponsaーシップへの寄付活動やラオスでの小学校建設を通じて、貧困や病気、災害、紛争などに苦しむ世界の子供たちの支援を行っているほか、NPO法人テラ・ルネッサンスによる元子ども兵社会復帰プロジェクトにも寄付を行っています。

そのほか、路上生活の方々へ週一回、炊き出しの支援活動も行っております。一人でも多くの方に支援の手が差し伸べられるように取り組んでおります。

平成17年3月の福岡西方沖地震や平成23年3月の東日本大震災では、当社グループの高齢者施設で高齢被災者の方々の無償受け入れを行いましたが、平成28年4月14日に発生した熊本地震におきましても、翌日には被災された高齢者の方々の無償受け入れを表明し、38名の受け入れを行いました。現在でも8名の方が生活をしておられます。

また、被災直後にはお米や飲料水、食料品、衣料品、生活備品等の支援物資の調達と運搬を行ったほか、被災から約1年となる平成29年4月17日には、被害が甚大であった熊本県上益城郡益城町に義援金を贈呈するなどして支援活動を継続して行っております。

今後におきましても、経済活動のみならず、社会への貢献が企業の重要な責務であると考え、積極的に取り組んでまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 58,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,618,800株 (自己株式2,287,776株を含む。)
- (3) 株 主 数 5,913名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数(株) | 持 株 比 率 |
|---|-------------|---------|
| 株式会社ウチヤマフューチャー | 6,400,000 株 | 33.11 % |
| 内山 文治 | 2,215,020 | 11.46 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 1,053,800 | 5.45 |
| 内山 孝子 | 870,620 | 4.50 |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 775,000 | 4.01 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 | 497,800 | 2.58 |
| ウチヤマホールディングス従業員持株会 | 480,100 | 2.48 |
| 株式会社エクシング | 304,800 | 1.58 |
| 株式会社第一興商 | 280,000 | 1.45 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 262,200 | 1.36 |

(注) 当社は、自己株式2,287,776株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成27年11月20日から平成28年5月19日までの期間において、2,287,400株の自己株式を総額1,165,769千円で市場から取得いたしました。なお、当連結会計年度においては、635,100株の自己株式を総額350,496千円で市場から取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 内山文治 | 代表取締役社長 | 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 |
| 生嶋伸一 | 専務取締役 | 株式会社ボナー代表取締役会長 |
| 竹村義明 | 専務取締役 | 株式会社さわやか倶楽部専務取締役 |
| 歌野繁美 | 専務取締役 | 株式会社ボナー代表取締役社長 |
| 山本武博 | 専務取締役 | 経営企画室長、株式会社さわやか倶楽部専務取締役、株式会社ボナー専務取締役 |
| 吉岡信之 | 取締役 | 株式会社さわやか倶楽部取締役 |
| 川村謙二 | 取締役 | 株式会社さわやか倶楽部取締役 |
| 二村浩司 | 取締役 | 株式会社ボナー専務取締役 |
| 矢田逸夫 | 取締役 | |
| 神尾榮一 | 取締役 | 税理士法人神尾アンドパートナーズ 株式会社きよくとう監査役 |
| 嶋井太郎 | 常勤監査役 | 株式会社さわやか倶楽部監査役 株式会社ボナー監査役 |
| 住川守 | 監査役 | 住川守税理士事務所 |
| 岸本進一郎 | 監査役 | 公認会計士岸本会計事務所 |

- (注) 1. 取締役矢田逸夫氏、神尾榮一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役住川守氏、岸本進一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役矢田逸夫氏及び神尾榮一氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役住川守氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役岸本進一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役矢田逸夫氏及び神尾榮一氏並びに監査役嶋井太郎氏、住川守氏、岸本進一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|-------------|-------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 7名 (2名) | 149,961千円 (3,000千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 11,592千円 (4,800千円) |

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は28,834千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 矢田 逸夫

ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

18回中18回出席（出席率100%）し、議案に対し主に出身分野である行政機関で培った経験・見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 神尾 榮一

ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

神尾榮一氏の兼職先である税理士法人神尾アンドパートナーズと当社及び子会社株式会社さわやか俱楽部は、税務顧問契約を締結しております。また同氏は株式会社きょくとうの監査役を兼職しております。株式会社きょくとうと当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

18回中13回出席（出席率72.2%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、欠席した取締役会については資料を基に、必要な提言を行っております。

③ 監査役 住川 守

ア. 重要な兼職先と当社との関係

住川守税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

18回中18回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

14回中14回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 岸本 進一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公認会計士岸本会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

18回中18回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

14回中14回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社であるBonheure(Thailand)Co., Ltd.及び KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,171,850</b> | <b>流動負債</b>        | <b>6,256,657</b>  |
| 現金及び預金          | 9,249,929         | 買掛金                | 347,593           |
| 売掛金             | 1,731,381         | 短期借入金              | 844,600           |
| 有価証券            | 5,003             | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,225,201         |
| 商品              | 68,073            | リース債務              | 794               |
| 販売用不動産          | 1,049,738         | 未払法人税等             | 162,427           |
| 貯蔵品             | 174               | 賞与引当金              | 235,260           |
| 繰延税金資産          | 207,341           | ポイント引当金            | 229,762           |
| その他の            | 873,346           | 株主優待引当金            | 11,815            |
| 貸倒引当金           | △13,138           | 資産除去債務             | 6,833             |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,184,025</b> | その他の               | 2,192,368         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>12,361,651</b> | <b>固定負債</b>        | <b>9,304,320</b>  |
| 建物及び構築物         | 7,721,059         | 長期借入金              | 7,516,797         |
| 土地              | 3,629,089         | 繰延税金負債             | 540,276           |
| 建設仮勘定           | 279,688           | 資産除去債務             | 214,653           |
| その他の            | 731,813           | その他の               | 1,032,592         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>45,800</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>15,560,977</b> |
| ソフトウエア          | 27,199            |                    |                   |
| その他の            | 18,601            |                    |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,776,572</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 投資有価証券          | 493,611           | <b>株主資本</b>        | <b>14,799,740</b> |
| 長期貸付金           | 246,684           | 資本金                | 2,222,935         |
| 繰延税金資産          | 383,178           | 資本剰余金              | 2,666,282         |
| 敷金及び保証金         | 2,364,676         | 利益剰余金              | 11,076,529        |
| その他の            | 1,361,650         | 自己株式               | △1,166,007        |
| 貸倒引当金           | △73,229           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△4,842</b>     |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金       | △5,814            |
|                 |                   | 為替換算調整勘定           | 972               |
| <b>資産合計</b>     | <b>30,355,875</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>14,794,897</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>30,355,875</b> |

# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
(平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目               |  | 金 額      |            |
|-------------------|--|----------|------------|
| 売 上 高             |  |          | 25,318,306 |
| 売 上 原 価           |  |          | 22,838,345 |
| 売 上 総 利 益         |  |          | 2,479,960  |
| 販売費及び一般管理費        |  |          | 1,702,395  |
| 営 業 利 益           |  |          | 777,564    |
| 営 業 外 収 益         |  |          |            |
| 受 取 利 息           |  | 8,707    |            |
| 受 取 配 当 金         |  | 28       |            |
| 受 取 手 数 料         |  | 95,750   |            |
| 受 取 保 険 金         |  | 58,373   |            |
| 補 助 金 収 入         |  | 88,133   |            |
| そ の 他             |  | 97,511   |            |
|                   |  |          | 348,504    |
| 営 業 外 費 用         |  |          |            |
| 支 払 利 息           |  | 85,079   |            |
| 店 舗 解 約 損 他       |  | 17,493   |            |
| そ の 他             |  | 15,059   |            |
|                   |  |          | 117,632    |
| 経 常 利 益           |  |          |            |
| 特 別 利 益           |  |          | 1,008,436  |
| 固 定 資 産 受 贈 益     |  | 5,785    |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 |  | 18,437   |            |
| 負 の の れ ん 発 生 益   |  | 23,943   |            |
|                   |  |          | 48,166     |
| 特 別 損 失           |  |          |            |
| 固 定 資 産 売 却 損     |  | 3,817    |            |
| 固 定 資 産 除 却 損     |  | 16,995   |            |
| 減 損               |  | 896,281  |            |
|                   |  |          | 917,094    |
| 税金等調整前当期純利益       |  |          |            |
| 法人税、住民税及び事業税      |  | 256,551  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額     |  | △176,084 |            |
| 当 期 純 利 益         |  |          | 80,467     |
| 非支配株主に帰属する当期純損失   |  |          |            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益   |  |          | 59,040     |
|                   |  |          | 946        |
|                   |  |          | 59,987     |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 後藤 正尚 

指 定 社 員 公認会計士 藤本 幸宏 

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>899,640</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>134,346</b>    |
| 現金及び預金          | 807,306          | 短期借入金           | 39,000            |
| 有価証券            | 5,003            | 1年内返済予定の長期借入金   | 38,260            |
| 貯蔵品             | 135              | 未払金             | 24,557            |
| 前払費用            | 8,510            | 未払費用            | 6,833             |
| 繰延税金資産          | 6,984            | 前受金             | 3,772             |
| 未収還付法人税等        | 71,340           | 預り金             | 5,851             |
| その他の            | 360              | 賞与引当金           | 4,256             |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,853,923</b> | 株主優待引当金         | 11,815            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>12,018</b>    | <b>固定負債</b>     | <b>99,592</b>     |
| 建物              | 924              | 長期借入金           | 80,240            |
| 工具、器具及び備品       | 11,094           | その他の            | 19,352            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>202</b>       | <b>負債合計</b>     | <b>233,938</b>    |
| ソフトウエア          | 202              | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,841,702</b> | <b>株主資本</b>     | <b>4,519,623</b>  |
| 関係会社株式          | 1,050,025        | 資本金             | 2,222,935         |
| 出資金             | 10               | 資本剰余金           | 2,676,892         |
| 関係会社長期貸付金       | 2,323,752        | 資本準備金           | 1,939,791         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 417              | その他資本剰余金        | 737,100           |
| 保険積立金           | 466,232          | <b>利益剰余金</b>    | <b>785,802</b>    |
| 繰延税金資産          | 1,264            | 利益準備金           | 20,192            |
|                 |                  | その他利益剰余金        | 765,610           |
|                 |                  | 繰越利益剰余金         | 765,610           |
|                 |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△1,166,007</b> |
|                 |                  | 評価・換算差額等        | 2                 |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 2                 |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>4,519,625</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,753,564</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,753,564</b>  |

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                   |  |  |  | 金 額            |
|-----------------------|--|--|--|----------------|
| <b>営 業 収 益</b>        |  |  |  |                |
| 業 務 受 託 収 入           |  |  |  | 344,444        |
| 経 営 指 導 料             |  |  |  | 115,165        |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金     |  |  |  | 421,912        |
|                       |  |  |  | <b>881,522</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b>     |  |  |  |                |
| 役 員 報 酬               |  |  |  | 161,553        |
| 給 与 手 当               |  |  |  | 139,047        |
| 賞 与 引 当 金 繰 入         |  |  |  | 4,256          |
| 法 定 福 利 費             |  |  |  | 28,890         |
| 減 働 償 却 費             |  |  |  | 5,229          |
| 賃 借 料                 |  |  |  | 30,674         |
| 支 手 数 料               |  |  |  | 57,118         |
| 株 主 優 待 引 当 金 繰 入     |  |  |  | 11,755         |
| そ の 他                 |  |  |  | 84,712         |
|                       |  |  |  | <b>523,237</b> |
| <b>営 業 利 益</b>        |  |  |  | <b>358,284</b> |
| <b>営 業 外 収 益</b>      |  |  |  |                |
| 受 取 利 息               |  |  |  | 39,018         |
| 有 債 証 券 利 息           |  |  |  | 24             |
| 受 取 配 当 金             |  |  |  | 0              |
| 受 取 貸 料               |  |  |  | 16,050         |
| 受 取 事 務 手 数 料         |  |  |  | 3,075          |
| 保 険 解 約 戻 金           |  |  |  | 17,266         |
| そ の 他                 |  |  |  | 2,168          |
|                       |  |  |  | <b>77,605</b>  |
| <b>営 業 外 費 用</b>      |  |  |  |                |
| 支 払 利 息               |  |  |  | 4,181          |
| 支 払 事 務 手 数 料         |  |  |  | 6,275          |
| 経 常 利 益               |  |  |  | <b>10,457</b>  |
|                       |  |  |  | <b>425,432</b> |
| <b>特 別 利 益</b>        |  |  |  |                |
| 投 資 有 債 証 券 売 却 益     |  |  |  | 483            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |  | <b>483</b>     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  | <b>425,916</b> |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  |  | 3,865          |
| 当 期 純 利 益             |  |  |  | 3,519          |
|                       |  |  |  | <b>7,385</b>   |
|                       |  |  |  | <b>418,530</b> |

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社ウチヤマホールディングス  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 後藤 正尚 (印)  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 藤本 幸宏 (印)  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 嶋 井 太 郎 | 印 |
| 社外監査役 | 住 川 守   | 印 |
| 社外監査役 | 岸 本 進一郎 | 印 |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりと致したいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額96,655,120円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

①経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規程の新設ならびに監査役会および監査役に関する規程の削除等、所要の変更を行うものであります。

②取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規程を新設するものであります。なお、本議案については各監査役の同意を得ております。

③今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

④上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

| 現 行 定 款                         | 変 更 案                                                                                  |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条（条文省略）                       | 第1条（現行どおり）                                                                             |
| （目的）                            | （目的）                                                                                   |
| 第2条（条文省略）                       | 第2条（現行どおり）                                                                             |
| （1）～（5）（条文省略）<br>（新設）           | （1）～（5）（現行どおり）<br><u>（6）. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</u>                                 |
| （6）～（22）（条文省略）<br>（新設）          | （7）～（23）（現行どおり）<br><u>（24）. 保育所及び託児所等の保育施設の運営</u>                                      |
| （新設）                            | <u>（25）. 古物営業法に基づく古物商</u>                                                              |
| （23）（条文省略）                      | <u>（26）（現行どおり）</u>                                                                     |
| 第3条（条文省略）                       | 第3条（現行どおり）                                                                             |
| （機関）                            | （機関）                                                                                   |
| 第4条（条文省略）                       | 第4条（現行どおり）                                                                             |
| （1）. 取締役会                       | （1）. 取締役会                                                                              |
| （2）. <u>監査役</u>                 | （2）. <u>監査等委員会</u><br>（削除）                                                             |
| （3）. <u>監査役会</u>                | （3）. 会計監査人                                                                             |
| （4）. 会計監査人                      |                                                                                        |
| 第5条～第18条（条文省略）                  | 第5条～第18条（現行どおり）                                                                        |
| （取締役の員数）                        | （取締役の員数）                                                                               |
| 第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。<br>（新設） | 第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。<br>2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の選任)<br>第20条 取締役は、株主総会の決議によつて選任する。<br><br>2～3 (条文省略)                                                                                 | (取締役の選任)<br>第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によつて選任する。<br>2～3 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                          |
| (取締役の任期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。<br><br>(新設) | (取締役の任期)<br>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。<br>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| 第22条～第23条 (条文省略)                                                                                                                         | 第22条～第23条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (取締役会の招集通知)<br>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。                                                   | (取締役会の招集通知)<br>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。                                                                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p>                                 | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                  |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                 | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>                                                                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の責任限定契約)<br>第30条 (新設)                                                                                                          | (取締役の責任免除)<br>第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 | 2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。     |
| <u>第5章 監査役および監査役会</u>                                                                                                              | (削除)                                                                                                                                     |
| (監査役の員数)<br>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。                                                                                                 | (削除)                                                                                                                                     |
| (監査役の選任)<br>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                       | (削除)                                                                                                                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | (削除)  |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                                                               | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                         | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                           | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>                        | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                  | (削除)                                                                                                          |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                           | (削除)                                                                                                          |
| <p><u>(監査役の責任限定契約)</u><br/> <u>第40条 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | (削除)                                                                                                          |
| (新設)                                                                                                                                                        | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                             |
| (新設)                                                                                                                                                        | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u><br/> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| (新設)                                                                                                                                                        | <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br/> <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>                   |

| 現 行 定 款                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                 | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。                                                                 |
| (新設)                                                                                 | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                                             |
| 第41条～第42条 (条文省略)<br><br>(会計監査人の報酬等)<br>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。 | 第36条～第37条 (現行どおり)<br><br>(会計監査人の報酬等)<br>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。                                                                                        |
| 第44条～第49条 (条文省略)<br><br>(新設)                                                         | 第39条～第44条 (現行どおり)<br><br><u>(附則)</u><br><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u><br>第11回定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員でない取締役10名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 内山文治<br>(昭和16年4月12日生) | 昭和46年6月 内山ビル株式会社代表取締役社長<br>昭和59年10月 株式会社ウチヤマアーベスト代表取締役社長<br>昭和59年10月 株式会社ボナー取締役<br>昭和62年3月 株式会社ハウス二十二代表取締役社長<br>平成10年2月 有限会社コウノ取締役<br>平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長（現任）<br>平成18年10月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成21年11月 株式会社さわやか天の川（現株式会社さわやか倶楽部）<br>代表取締役社長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 | 2,215,020株 |
| 2     | 生嶋伸一<br>(昭和24年10月6日生) | 平成7年11月 内山ビル株式会社入社<br>平成9年4月 株式会社アメニティー監査役<br>平成10年10月 内山ビル株式会社取締役<br>平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部取締役<br>平成17年11月 株式会社ボナー代表取締役社長<br>平成18年10月 当社専務取締役（現任）<br>平成23年4月 株式会社ボナー代表取締役会長（現任）<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ボナー代表取締役会長                                                                       | 63,357株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 竹村義明<br>(昭和38年8月23日生)   | <p>平成元年1月 内山ビル株式会社入社</p> <p>平成3年5月 株式会社アメニティー監査役</p> <p>平成7年10月 株式会社ゼンコーポレーション取締役</p> <p>平成8年6月 株式会社アメニティー代表取締役社長</p> <p>平成10年10月 内山ビル株式会社取締役</p> <p>平成16年12月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役 (現任)</p> <p>平成18年10月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>平成21年11月 株式会社さわやか天の川 (現株式会社さわやか倶楽部)<br/>専務取締役<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社さわやか倶楽部専務取締役</p> | 63,357株    |
| 4     | うたの野繁美<br>(昭和40年6月28日生) | <p>平成2年9月 内山ビル株式会社入社</p> <p>平成6年6月 株式会社アメニティー取締役</p> <p>平成7年10月 株式会社ゼンコーポレーション取締役</p> <p>平成10年1月 内山ビル株式会社取締役</p> <p>平成17年11月 株式会社ボナー専務取締役</p> <p>平成18年10月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>平成23年4月 株式会社ボナー代表取締役社長 (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ボナー代表取締役社長</p>                                                            | 63,657株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | 山本武博<br>(昭和46年1月30日生) | <p>平成6年7月 有限会社サイトウ入社</p> <p>平成14年3月 有限会社ノア取締役</p> <p>平成14年3月 有限会社コウノ取締役</p> <p>平成14年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役</p> <p>平成16年2月 内山ビル株式会社監査役</p> <p>平成17年11月 株式会社ボナー専務取締役（現任）</p> <p>平成18年10月 当社専務取締役</p> <p>平成20年3月 当社専務取締役経営企画室長（現任）</p> <p>平成22年6月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役（現任）</p> <p>現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ボナー専務取締役</p> <p>株式会社さわやか倶楽部専務取締役</p> | 17,357株    |
| 6     | 吉岡信之<br>(昭和31年1月2日生)  | <p>平成14年3月 社会福祉法人さわやか会事務長</p> <p>平成18年10月 当社取締役（現任）</p> <p>平成19年3月 株式会社さわやか倶楽部取締役（現任）</p> <p>現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社さわやか倶楽部取締役</p>                                                                                                                                                                                                   | 25,814株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | 川村謙二<br>(昭和36年8月30日生) | <p>平成15年8月 有限会社コウノ入社</p> <p>平成17年6月 株式会社さわやか倶楽部取締役（現任）</p> <p>平成18年10月 当社取締役（現任）</p> <p>現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社さわやか倶楽部取締役</p>                                                                                                            | 17,114株    |
| 8     | 三村浩司<br>(昭和51年1月15日生) | <p>平成8年5月 株式会社ボナー入社</p> <p>平成14年3月 有限会社ノア取締役</p> <p>平成14年3月 有限会社コウノ取締役</p> <p>平成14年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役</p> <p>平成17年11月 株式会社ボナー常務取締役</p> <p>平成22年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成23年4月 株式会社ボナー専務取締役（現任）</p> <p>現在に至る</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ボナー専務取締役</p> | 33,452株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | 矢田 逸夫<br>(昭和15年2月12日生) | 昭和39年2月 北九州市役所小倉北福祉事務所入職<br>平成12年3月 財団法人北九州上下水道協会入職<br>平成20年6月 当社監査役<br>平成26年6月 当社取締役（現任）<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                          | 1,114株     |
| 10    | 神尾 榮一<br>(昭和8年8月25日生)  | 昭和46年4月 神尾公認会計士事務所開業（現 税理士法人神尾アンドパートナーズ）（現任）<br>昭和54年7月 監査法人第一監査事務所福岡事務所代表社員<br>平成4年7月 日本公認会計士協会理事<br>平成12年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）代表社員、理事<br>平成12年11月 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）相談役<br>平成13年4月 北九州市監査委員<br>平成21年5月 株式会社きょくとう監査役（現任）<br>平成27年6月 当社取締役（現任）<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社きょくとう監査役 | 8,000株     |

- (注) 1 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2 矢田逸夫、神尾榮一の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 当社は、矢田逸夫、神尾榮一の両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお本総会において、本議案が承認された場合、当社は矢田逸夫氏、神尾榮一氏と当該契約を継続する予定であります。
- 4 矢田逸夫氏は、長年北九州市役所での豊富な業務経験を通じ、特に小倉北福祉事務所では福祉行政に深く精通し、人格、見識の上で職務を適切に遂行していくだと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し候補者としております。
- 5 神尾榮一氏は、公認会計士として大手監査法人の代表社員を務めた経歴があり、高い識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることなどから、当社の社外取締役として適任であると判断し、候補者としております。
- 6 矢田逸夫、神尾榮一の両氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって矢田逸夫氏は3年、神尾榮一氏は2年となります。
- 7 取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 島井太郎<br>(昭和49年7月15日生) | 平成9年4月 株式会社NTTデータ入社<br>平成13年3月 株式会社ボナー入社<br>平成18年10月 当社入社<br>平成19年4月 株式会社ボナー監査役（現任）<br>平成26年6月 当社監査役（現任）<br>株式会社さわやか俱楽部監査役（現任）<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ボナー監査役<br>株式会社さわやか俱楽部監査役 | 8,662株     |
| 2     | 住川守<br>(昭和22年12月16日生) | 昭和41年4月 熊本国税局入局<br>昭和46年7月 長崎税務署管理課<br>平成3年7月 福岡国税局調査査察部<br>平成17年7月 八幡税務署筆頭特別国税調査官<br>平成19年7月 同署辞職<br>平成19年10月 住川守税理士事務所開業（現任）<br>平成21年7月 当社監査役（現任）<br>現在に至る                          | 2,236株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 岸本進一郎<br>(昭和50年6月16日生) | 平成13年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あづさ監査法人）入所<br>平成17年6月 公認会計士登録<br>平成18年4月 公認会計士足立光三事務所入所<br>平成19年1月 公認会計士岸本会計事務所開設（現任）<br>平成24年6月 当社監査役（現任）<br>現在に至る | 3,357株     |

- (注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2 当社は、嶋井太郎氏、住川守氏、岸本進一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお本総会において、本議案が承認された場合、当社は嶋井太郎氏、住川守氏、岸本進一郎氏と当該契約を継続する予定であります。
- 3 住川守氏、岸本進一郎氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4 住川守氏は、税理士として会計の専門知識と経験を有し、客観性のある視点を備えていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の監査等委員である社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、候補者としております。
- 5 岸本進一郎氏は、公認会計士、税理士としての識見と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の監査等委員である社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、候補者としております。
- 6 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

## **第5号議案　監査等委員でない取締役の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成18年10月16日開催の臨時株主総会においてその総枠を年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まれない）とする旨決議しており、現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額はこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を考慮した結果、年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額1,000万円以内）とさせて頂きたいと存じます。また、監査等委員でない取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとさせて頂きたいと存じます。

現在取締役10名（うち社外取締役は2名）でありますと、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員でない取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

## **第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額3,000万円以内とさせて頂きたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以　上

## 〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

＜会場＞ ステーションホテル小倉 4階 「吉祥の間」  
福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号  
TEL 093-541-7111 (代表)



UD  
FONT

